

那覇市公告第 264 号
令和 8 年 7 月 1 日

協栄浮島マンション等売却組合の設立の認可について

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 113 条第 1 項の規定に基づき、協栄浮島マンション等売却組合の設立を認可したので、同法第 120 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



- 1 組合の名称
協栄浮島マンション等売却組合
- 2 売却等マンションの名称及びその所在地
(1) 名 称 協栄浮島マンション
(2) 所在地 沖縄県那覇市松尾 2 丁目 7 番 8 号
(登記簿上所在地：沖縄県那覇市松尾 2 丁目 21 番)
- 3 売却敷地の所在地
沖縄県那覇市松尾 2 丁目 7 番 8 号
(登記簿上所在地：沖縄県那覇市松尾 2 丁目 21 番)
- 4 事務所の所在地
沖縄県那覇市長田 2 丁目 28 番 29 号 沖縄協栄産業株式会社内
- 5 設立認可の年月日
令和 8 年 7 月 1 日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
(最初の事業年度は、組合設立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで)
- 7 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。